

公益財団法人日本バスケットボール協会 倫理規程

〔目 的〕

第1条 この規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の組織運営および諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命および役割を自覚し、本協会の目的および事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

〔適用範囲〕

第2条 この規程における規律の対象となる個人は、以下に定める。

- (1) 定款第10条に規定する評議員
- (2) 定款第23条第1項に規定する理事および監事
- (3) 定款第31条に規定する名誉役員またはエグゼクティブアドバイザー、シニアアドバイザー
- (4) 定款第40条第3項に規定する職員
- (5) 定款第39条に規定する専門委員会、基本規程第57条の2に規定する常設委員会および基本規程第58条に規定する特別委員会を構成する委員長、委員、分科会員および部会員
- (6) 基本規程第42条、同条の2および同条の3に規定する裁定委員会、規律委員会、役員選考・報酬委員会を構成する委員長および委員
- (7) 基本規程第92条に規定する選手
- (8) 本協会に登録する指導者、審判、JBA 3x3 オーガナイザーおよびその他の登録関係者
- (9) 定款第41条に規定する加盟団体（都道府県バスケットボール協会。以下、「都道府県協会」という。）および定款第42条に規定する各種の連盟（以下、「各種の連盟」という。）の役員

2 この規程における規律の対象となる団体は、以下に定める。

- (1) 都道府県協会
- (2) 各種の連盟
- (3) 基本規程第62条に規定する加盟チーム、ブロックバスケットボール協会
- (4) JBA 3x3 オーガナイザー

3 第3条に規定する遵守事項に違反した個人または団体が、当該違反行為時に本条第1項各号または前項各号に該当するときには、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

4 第1項に定める個人には、違反行為時に本協会への登録がない場合においても、次の各号に該当する者を含むものとする。

- (1) 日本代表チームの一員として招聘されている選手および指導者等のチームスタッフ
- (2) 基本規程第97条に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手

- (3) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグおよび一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグの自由交渉リストに掲載されている選手

〔遵守事項〕

第3条 前条第1項に定める個人は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 本協会、国際バスケットボール連盟（FIBA）、FIBA ASIA、スポーツ仲裁裁判所（CAS）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSA）、国際オリンピック委員会（IOC）および日本オリンピック委員会（JOC）等（本協会以下を纏めて「関連団体」という。）ならびに所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等（以下、「規程類」という。）に反してはならない。
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
- (4) 方法・形式のいかんにかかわらず、また、直接または間接を問わず、バスケットボールにかかるスポーツ振興投票に関する不正行為または公正を害するおそれのある行為に一切関与してはならない。
- (5) 本協会、前条に定める個人および団体ならびに本協会にかかわる一切の者の名誉または信用を棄損する行為をしてはならない。
- (6) バスケットボールに関し、不正な利益を供与し、申し込み、要求し、約束しおよびあつせんする等してはならない。
- (7) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない。
- (8) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。
- (9) その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

2 前条第2項に定める団体は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 関連団体の規程類に反してはならない。
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為の根絶に努めなければならない。
- (4) 方法・形式のいかんにかかわらず、また、直接または間接を問わず、バスケットボールにかかるスポーツ振興投票に関する不正行為または公正を害するおそれのある行為に一切関与してはならない。
- (5) 適切なガバナンス体制を構築し維持するよう努めなければならない。
- (6) 本協会、前条に定める個人および団体ならびに本協会にかかわる一切の者の名誉および信用を尊重するよう努めなければならない。
- (7) スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続きによって解決するものとし、解決に向けて適切に対応するよう努めなければならない。
- (8) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その

他の経理に関わる不正な行為を防止しなければならない。

(9) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持つてはならない。

(10) その他、バスケットボールに関し、直接または間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

〔懲罰対象期間〕

第4条 懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合には、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき本協会の裁定委員会による審理を開始することができない。

〔懲罰の種類〕

第5条 第2条に規定する個人または団体は、第3条に規定する遵守事項に違反した事実（以下、「懲罰対象事実」という。）をもって懲罰の対象となる（以下、「懲罰対象者」という。）。

2 個人の懲罰対象者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 譴責：始末書を取り、注意し戒めること
- (2) 罰金：一定の金額を本協会に納付させること
- (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること
- (4) 減給：本協会から報酬または給与（以下、「報酬等」という。）を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は労働基準法第91条に則るものとする
- (5) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止：
公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること
- (6) 一定期間または無期限の職務の停止もしくは職務の解任：
職務について一定期間または無期限に停止すること、もしくは職務を解任すること。ただし、役員の解任については定款28条に則り、職員の解任（解雇）については就業規則等に則るものとする
- (7) 一定期間または無期限の登録資格の停止もしくは再登録の禁止：
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間または無期限に停止すること、もしくは資格の再登録を一定期間または無期限に禁止すること
- (8) 降級または抹消：
当協会の認定する資格の等級を下位の級へ降級させること、または抹消すること
- (9) 当協会の認定する資格の等級に関する再取得の禁止：
当協会の認定する資格の等級について、一定期間または無期限に禁止すること
- (10) 除名：本協会の登録資格を抹消すること
- (11) 永久追放：本協会から追放した上、復権を認めないこと

3 団体の懲罰対象者に対する懲罰の種類は次のとおりとする。

- (1) 譴責：始末書を取り、注意し戒めること

- (2) 罰金：一定の金額を本協会に納付させること
 - (3) 没収：不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること
 - (4) 一定期間または無期限の公式試合出場資格の停止：
公式試合について、一定期間または無期限に、コート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること
 - (5) 一定期間または無期限の登録資格または加盟資格の停止もしくは再登録または再加盟の禁止：
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間または無期限に停止すること、もしくは再登録または再加盟を一定期間または無期限に禁止すること
 - (6) 下位ディビジョンへの降格：
リーグ等において下位ディビジョンへ降格させること
 - (7) 除名：本協会の登録資格または加盟資格を抹消すること
 - (8) 永久追放：本協会から追放した上、復権を認めないこと
- 4 ドーピングに対する懲罰については別に定める規程による。
- 5 第2項および第3項の譴責、罰金、没収、または降級もしくは抹消については、その他の懲罰と併せて科することができる。
- 6 個人による、暴力、セクシャル・ハラスメント、その他のハラスメント、不正な経理・不正申請等については、別表に基づき懲罰を決定する。

〔研修プログラム〕

- 第6条 懲罰対象者が、懲罰対象事実の時点において、本協会の定めるコーチライセンスのいずれかを保有しており、かつ、懲罰対象事実の内容が、バスケットボール指導における暴力・暴言・ハラスメントであると認められたときは、本協会の定める研修プログラムを受講しなければならない。ただし、保有するライセンスがD級以下で、かつ、懲罰の内容が譴責、罰金、没収又は1年未満の登録資格の停止若しくは再登録の禁止の処分である場合にはこの限りでない。
- 2 前項の研修プログラムを受講する場合、懲罰対象者は、原則として6か月以内に研修プログラムを修了しなければならない。
- 3 第1項の研修プログラムを受講する者のうち有期の懲罰を受けた者で、本協会の定めるコーチライセンスに基づく活動を希望する者は、同研修プログラムを修了しなければ、資格を回復すること、又は更新登録、再認定登録、復活登録もしくは新規登録することができない。また、コーチに関する規程第2章第5条に定める全ての養成講習会を受講することができない。
- 4 本協会は、懲罰対象者が本条第1項に該当しない場合であっても、懲罰対象行為の性質、情状その他一切の事情に鑑み、第1項に準じ、研修プログラムを科することができる。

〔コーチライセンス保有者に対する併科〕

- 第7条 懲罰対象者が本協会の定めるコーチライセンス保有者である場合は、以下の各号に定める内容を併科することができる。
- (1) C級以上で、1年以上または無期限の登録資格の停止もしくは再登録の禁止が

科された場合

コーチライセンスの降級

- (2) コーチデベロッパー、キッズサポートリーダーのいずれかで、1年以上または無期限の登録資格の停止もしくは再登録の禁止が科された場合
コーチデベロッパー、キッズサポートリーダー資格の抹消及び再取得の禁止
- (3) キッズサポーターまたはジュニアエキスパートのいずれかで、1年以上または無期限の登録資格の停止もしくは再登録の禁止が科された場合
キッズサポーター、ジュニアエキスパート資格の抹消

〔管理監督関係者の加重〕

第8条 役員または指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

〔両罰規定〕

第9条 第2条第2項の団体に所属する同条第1項の個人が懲罰の対象となる場合には、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該団体に過失がなかったときは、この限りではない。

〔罰金の合算〕

第10条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合には、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

〔懲罰対象事実の重複による加重〕

第11条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

〔酌量減輕〕

第12条 懲罰対象事実が認められる場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

〔他者を利用した者に対する懲罰〕

第13条 他の者をして懲罰対象事実を行わせた者には、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

〔復 権〕

第14条 1年以上の有期または無期の資格(公式試合出場資格、登録資格または加盟資格)の停止、1年以上の有期または無期の再登録または再加盟の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者は、有期の場合は停止または禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

- 2 前項にかかわらず、1年以上の有期または無期の資格の停止、1年以上の有期また

は無期の再登録の禁止もしくは除名の懲罰を受けた者が第2条第1項第7号に定める選手であった場合には、有期の場合は停止または禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

3 復権の手続きは復権手続規程に定める。

〔改 廃〕

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

〔所 管〕

第16条 この規程の所管は、コンプライアンス推進グループとする。

〔附 則〕

この規程は、2018年12月25日から施行する。

2019年6月6日一部改定

2021年8月12日一部改定

2021年11月18日一部改定

2023年3月8日一部改定

2025年11月12日一部改定

2026年9月9日一部改定

倫理規程 別表

表1 暴力：身体に対する不法な有形力の行使

違反行為	懲罰内容
被害者が傷害を負わなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②被害者が死亡するに至った ③被害者が重大な後遺障害が残る傷害を負った ④加害者が刑事処分をされた	永久追放、除名、解任、3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の身体的負荷の程度（暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか） ⑥被害者の心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無等を含む） ⑦被害者の人数、被害者の本協会における活動（スポーツ活動を含む。以下同じ）への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素（懲罰内容を重くする） 加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校・退職・転職・出勤不能等、被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回または継続的に行われていた場合等 ○軽減要素（懲罰内容を軽減する） 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表2 セクシャル・ハラスメント：身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「わいせつ行為」という。）、被害者の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という。）

違反行為	懲罰内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者およびその周囲の者の本協会における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本協会における活動に支障が生じた	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
わいせつ行為や性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本協会における活動ができなくなった ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	永久追放、除名、解任、無期の資格または職務の停止、無期または3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度 ⑥被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑦被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等） ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力等他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為や性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表3 その他のハラスメント等の不適切行為：他者に対する発言・行動等が、行為者の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。なお、「パワハラ」とは、地位や人間関係などの優位性を背景に、上下関係の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは周囲の環境を悪化させる言動。

違反行為	懲罰内容
不適切行為で、被害者およびその周囲の者の本協会における活動環境を悪化させるまでに至らなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
不適切行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者およびその周囲の者の本協会における活動に支障が生じた	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
不適切行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、本協会における活動ができなくなった、 ②被害者が死亡するに至った ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④加害者が刑事処分を受けた	永久追放、除名、解任、無期の資格または職務の停止、無期または3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か、回数や継続性、被害者数等） ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度（自殺や精神疾患の発生の有無を含む） ⑥被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等） ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応（反省、被害者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、傷害や後遺障害の程度が重度である場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等や不適切な指導を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者の選手生命等が短縮された場合、被害者が未成年の場合等 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表4 不正な経理処理・不正申請等：補助金、助成金等の経理処理に関し、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行および補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づかない経理処理・申請等（横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正申請・受給、脱税等）

違反行為	懲罰内容
他者が不正な経理処理・不正申請等を行っていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	有期の資格（公式試合出場資格または登録資格、以下同じ）または職務の停止、有期の再登録の禁止、社会奉仕活動、譴責
不正な経理処理・不正申請等を行い、補助金、助成金等を他の目的に流用した	無期または有期の資格または職務の停止、無期または半年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
不正な経理処理・不正申請等を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分を受けた	永久追放、除名、解任、無期の資格または職務の停止、無期または3年以上の再登録の禁止、社会奉仕活動（併科）
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等） ②加害者の地位・立場 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者の人数、被害者の本協会における活動への影響の程度（本協会における活動の休止・停止の状況等） ⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等） <加重・軽減要素の例> ○加重要素 不正な経理処理・不正申請等であることを知っていながらこれを行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額である場合、不正な経理処理・不正申請等を行った期間が長い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等	

表5 譴責、罰金、没収の処分を受けたコーチライセンス保有者が、本協会が指定する期間内に研修プログラムを修了しないこと

違反行為	懲罰内容
譴責、罰金、没収の処分を受けたコーチライセンス保有者が、原則6か月以内に研修プログラムを修了しなかった	登録資格の停止3か月
<考慮すべき要素> ①違反行為の態様（故意によるものか、過失によるものか） ②行為者の地位・立場 ③違反行為による結果や影響（周囲の者への影響を含む） ④行為者の動機、違反に至る経緯 ⑤行為者の事後の対応（反省、関係者への謝罪等） <加重・軽減要素の例> ○他に違反行為がない場合、一律に本処分基準に従った処分を行う	
備考（適用条項） 倫理規程 ・第3条第1項に定めるもののほか、各種法令及び本協会が定める規程に違反すること ・第6条第2項第1号、及び同項第6号	